

業務連絡

2014/6/7 No.14

J R 東海 労新幹線関西地本
業 務 部

6月6日、18時10分頃より約30分間、支社会議室において会社側幹事より「中央締結ブレーキディスク付車輪検修設備の使用開始について」「夏の臨時列車」について〔お知らせ〕を受けました。

「中央締結ブレーキディスク付車輪検修設備の使用開始について」（会社資料）については別紙をご参照願います。

「中央締結ブレーキディスク付車輪検修設備の使用開始について」（会社資料）の補足として口頭による説明並びに若干の議論を行いました。

説明等

- ※ 教育については6月23日より7月3日までの間で机上教育・実技訓練とも各1時間程度を予定している。
- ※ 中央締結特有の作業（別紙会社資料P2赤字部分）について。
- ※ 「うねり測定」とは異物介在等によるエラー防止の検査。
- ※ JR側要員4名は変わらない。
- ※ 一部をSEKに持ってもらおう等、作業の持ち替え（別紙会社資料P3「外注区分」）を検討している。
- ※ 別紙「車輪・ブレーキディスク検修作業分担」の赤字部分が新たな作業。
- ※ SEKへの業務の持ち替えは（別紙会社資料P3）○中央締結【解体】部分。○内周締結でいう【車輪立格】の作業に「C型止め輪取外し」と「キー清掃」が入ったもの。
- ※ SEKにおいても作業実態に応じて要員の対処を行うと聞いている。
- ※ JR区分では○内周締結でいう【車輪立格】部分の作業をSEKに持ち替えることで、○中央締結における「車輪管理」の「うねり測定」「C型止め輪取付」「キー磁粉探傷」が増えた部分のバランスをとる。
- ※ 6月22日に設備の工事が終了する予定。
- ※ 7月7日から14日にかけて作業性の検証等のため仮稼働を行う。
- ※ 本稼働は7月15日より。
- ※ 7月12日入場のX68編成の車輪から本稼働。
- ※ 実際の詳細な事柄に関しては現場における教育等の場面で聞いて頂きたい。
- ※ 専用のラインとなる。内周締結と中央締結の混在はない予定。午前・午後で切り換える事などを検討中。
- ※ 現行の輪軸グループまま。班長等も同じ。

夏の臨時列車について

- ※ 7月1日から9月30日までが夏の期間。
- ※ 期間中、一日平均350本。対前年で102%。
- ※ お盆期間（8月8日から17日）は一日平均401本。対前年で105%。
- ※ 最大運行本数は8月8日に426本。8月17日は422本を運行。

その他 「年休」 取り扱いについて

組合：大阪交番検査車両所並びに大阪台車検査車両所における年休の取り扱いについてお聞きしたい。上からの指示によるとも聞いているが、今までは25日の勤務指定の時点で年休が確定している社員以外の申込に対して、「時期変更」の印は2～3日前まで押さずにできるだけ年休を出していた。ところが5月25日の時点で年休を出せない申込に対して「時期変更」の印を押すようにほぼなった。そのような指示を出したのか。

会社：他の職場と同じ扱いをしている。相談があって支社も承知している。本来であれば時期変更するか否かは早めに知っておくべき。先の予定が確定されない。時期変更権を会社がずっと握っているわけではなく、早い段階で年休付与できるようにするため。原則に近づくためのもの。

組合：基本協約の年休の申込に関する項目は2項あって、この取扱いは1項に近づくためのものと考えますが、2項がある。「前項によれない～」がほぼできない状態になるとみんなが考えている。2項が意味のない文言になるとの認識である。現場では「説明がない」と「どうなるのかわからない」と問題になっている。

会社：基本協約の58条。「毎月20日までに翌月分の年休使用日を年次有給休暇申込簿に所定事項を記入の上会社に届け出る事とする」「前項によれない場合で年休を請求するときは原則として前々日までに所定の手続きをとる」

組合：25日の勤務発表の時点で確定して「これ以上出ない」となってしまうと、諸事情で急に申し込みたくなっても申し込めなくなる。2項が有名無実化してしまう。例えば20日の年休申込の抽選において出せるのはここまで、それ以外は時季変更権を行使すると。しかしその後の事情、出張の中止などで要員ができて、年休がほしい人が出れば2項の取り扱いに準じて出すというのは差し障りないと思うが、現状は1項のみの扱いになっているのではないかと。

会社：職場として1項を活用している。日勤を主体とする職場などでは2項があるという事か。

組合：あまりにも堅すぎる対応である。

会社：何らかの事情がある場合は随時年休というやり方をしている。そこは相談して頂きたい。

組合：柔軟性を持った対応を。2項が死文化することのない対応を。現場の対応が堅い。上からの指導でそうなっていると考えている。もっと社員への説明が必要である。

会社：1項の扱いであるとかの説明は必要かもしれない。

組合：今のところ変更になったとの説明すらない。今までになく「時期変更」が一杯押してある日と全く押してない日があったりしてよくわからない。

会社：経緯を確認する。

以上